

「ニューヨーク トラベル&アドベンチャーショー2025
出展業務」

業務仕様書

令和6年6月
岩手県

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ニューヨーク トラベル&アドベンチャーショー2025 出展業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務の概要

(1) 事業の目的

本県では、いわて国際戦略ビジョン（2024～2028）の外国人観光客の誘客拡大の基本戦略において、コロナ禍後に訪日客数が大きく伸びている米国を開拓市場と位置付けている。

また、2023年1月にはニューヨーク・タイムズ紙電子版で発表された「2023年に行くべき52か所」に「盛岡」が選定されたことで、街歩きや喫茶店などFIT層向けコンテンツへの注目度が高まっており、加えて、2024年2月には、英紙ザ・タイムズが発表した「日本で訪れるのに最適な14の場所」に、東北地方の太平洋岸を縦断する自然歩道「みちのく潮風トレイル」が選ばれるなど、本県の観光資源が海外メディアから注目を集めている。この好機を最大限に生かすため、米国で開催されるニューヨーク トラベル&アドベンチャーショー2025に出展し、旅行業界関係者及びFIT層向けに観光プロモーションを行い、米国における本県の認知度の向上、また同市場からの更なる誘客促進を目指す。

(2) ニューヨーク トラベル&アドベンチャーショー2025 旅行博の概要

Travel & Adventure Show 2025 New York

ア 日程：令和7年1月25日（土）～26（日）

イ 会場：米国ニューヨーク Javits Convention Center

ウ 主催：UNICOMM, LLC

エ 公式サイト：<https://travelshows.com/shows/new-york/>

オ 特徴：BtoC イベント

(3) 業務件名及び数量

「ニューヨーク トラベル&アドベンチャーショー2025 出展業務」一式

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

(5) 委託料の上限額

5,000,000円（税込）

2 業務内容（仕様）

(1) 提案内容

企画提案書には次の項目を記載すること。

ア 事業スケジュールに関すること

イ 実施体制に関すること

ウ 出展内容に関すること

(2) 業務内容（仕様）

ア 岩手県ブースの出展にかかる調整・設置準備・主題・装飾・運営及び撤去の手配

(ア) ブース出展の主題を、「みちのく潮風トレイル」とし、副題は「盛岡街歩き」とすること。
主題を補完する文脈で三陸復興国立公園の紹介を含むことが好ましい。

(イ) ニューヨーク・タイムズ紙や英紙ザ・タイムズの記事中で扱われている見どころや魅力について触れること。（例：人混みなく歩いて回れる宝石的スポット、訪れる地域や住む人々とつながりを深めることができる等々）

(ウ) ニューヨーク トラベル&アドベンチャーショー2025 において、JNTO 共同出展に加え、

本県単独出展ブースとして原則2区画を確保すること。なお、出展ブースの確保が出来ないことが見込まれる場合は、代案を提案すること。また、本事業の目的達成のために、効果的と考えられる標準仕様外の有料サービス等がある場合は、委託金額の範囲内で提案すること。

- (エ) 出展の申し込みの手配を行い、主催事務局が示す期日までに、出展料等を支払うこと。
- (オ) 本事業の受託者選考において不採択になった場合、県は出展のキャンセルに係る経費は一切負担しない。
- (カ) 岩手県ブースの運営管理のため、管理者を1名以上配置し、当イベントに参加する県職員との連絡調整を円滑に行える体制とすること。
- (キ) 出展ブースについて、装飾、椅子、テーブル等の必要な備品の手配と設置を行うこと。
- (ク) 本県ならではの観光資源等を、インパクトのあるビジュアルで装飾提案をすること。
- (ケ) 米国市場のFIT層に対して効果的に情報発信できる出展内容及びブース装飾とし、その内容を提案すること。
- (コ) 前日の会場におけるブース設営の準備、必要資材の持込運搬、イベント終了後の撤去作業等の対応を行うこと。
- (サ) パンフレット入り段ボール等を収納できる棚またはスペースを確保すること。
- (シ) ブース来場者の質問等に対応するため、WEB検索が可能な機材等を設置すること
- (ス) 高速インターネット通信環境を手配・配置すること。

イ 資料等の海外輸送の手配

- (ア) 旅行博会場で来場者向けに配布するパンフレットやノベルティ等の配送を手配すること。
- (イ) 配送は原則的に、日本（岩手県庁）から現地への送付とする。
- (ウ) 内容量及び個数は、20kg×5口相当を想定すること。

ウ 賑やかし、アトラクションについて

- (ア) 出展期間中、少なくとも初日の1月25日（土）は賑やかし、アトラクションを行うこととする。スケジュールの都合等により実施できない場合は、代案を提案すること。なお、内容について本県の文化的特色を活かしたものとすること。
- (イ) 演者等を派遣する場合は、渡航に係る航空券や宿泊の手配等の全般を行うこと。また、演者のアテンド要員を1名以上配置すること。

エ ノベルティ等について

- (ア) イベント期間中、来場者を対象にノベルティを配布すること。
- (イ) ノベルティ作成・購入等の経費は委託料に含まれること。

(3) 事業効果の把握に関すること

ア 事業効果を把握するために目標、測定方法を設定し実施すること。成果指標項目は以下のとおりとする。

- (ア) 成果指標① ブース来場者数（広報及び報道関係者、旅行会社、一般来場者）
- (イ) 成果指標② アンケートの回収数、来場者によるアンケート評価

イ 成果指標項目以外の指標を追加することは妨げない。

(4) 事業実施報告書の提出

事業の実施結果等について分析し、報告書を作成し提出すること。

(5) その他

委託内容の詳細については、県と随時協議すること。

3 企画提案書等

(1) 提出書類及び提出部数について

ア 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

イ 費用積算内訳書 8部（正本1部、副本7部）

本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内

訳書を作成すること。

企画提案書とは別に作成し、様式は任意とするが、岩手県知事達増拓也あてに、参加者の称号又は名称、代表者職指名を記載の上、提出すること。

(2) 留意事項

- ア 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- イ 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ウ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- エ 企画提案書はA4縦の用紙とすること。

(3) 主な審査観点について

- ア 出展内容やブース装飾は、BtoCの旅行博であることを考慮された、効果的な内容となっているか。
- イ 市場特性を踏まえた上で、本県の観光情報を効果的に発信できる内容となっているか。
- ウ 提案内容を確実に履行でき、かつ参加する県職員の支援を十分にできる能力・執行体制か。

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならないこと。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならないこと。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができること。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならないこと。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県、受託者間で協議の上、別途契約書により定めること。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様であること。

(6) 個人情報の保護

- ア 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

(7) 報告書の提出

受託者は、事業の実施結果等を分析し、事業実績報告書を提出すること。

(8) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うもの。